

## 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する計画

### A 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

#### 1. 看護職員と他職種との業務分担を行う。

##### (1) 薬剤師

###### ア 下記の業務について薬剤師を積極的に活用する

- ① 薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間等について、医師に対し、積極的に処方を提案すること。
- ② 薬物療法を受けている患者（在宅の患者を含む）に対し、薬学的管理（患者の副作用の状況の把握、服薬指導等）を行うこと。
- ③ 薬物の血中濃度や副作用のモニタリング等に基づき、副作用の発現状況や有効性の確認を行うとともに、医師に対し、必要に応じて薬剤の変更等を提案すること。
- ④ 外来化学療法を受けている患者に対し、医師等と共働してインフォームド コンセントを実施するとともに、薬学的管理を行うこと。
- ⑤ 入院患者の持参薬の内容を確認した上で、医師に対し、服薬計画を提案するなど、当該患者に対する薬学的管理を行うこと。
- ⑥ 定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
- ⑦ 抗がん剤等の適切な無菌調製を行うこと。

###### イ 薬剤に関する相談体制の整備

薬剤師以外の医療スタッフが、それぞれの専門性を活かして薬剤に関する業務を行う場合においても、医療安全の確保に万全を期す観点から、薬剤師の助言を必要とする場面が想定されるので、薬剤の専門家として各医療スタッフからの相談に応じる体制を整える。

##### (2) リハビリテーション関係職種

下記の業務について、理学療法士、言語聴覚士を積極的に活用する。

###### ① 喀痰等の吸引を行うこと。

理学療法士が体位排痰法を実施する際、言語療法士が嚥下訓練等を実施する際など、喀痰等の吸引が必要となる場合がある。この喀痰等の吸引についてはそれぞれの訓練等を安全かつ適切に実施するうえで当然に必要な行為であることを踏まえ、理学療法士、言語聴覚士が実施することができる行為として取り扱う。

##### (3) 管理栄養士

下記の業務について、管理栄養士を積極的に活用する。

- ① 一般食（常食）について、医師の包括的な指導を受けて、その食事内容や形態を決定し、又は変更すること。
- ② 特別治療食について、医師に対し、その食事内容や形態を提案すること（食事内容等の変更を提案することを含む）
- ③ 患者に対する栄養指導について、医師の包括的な指導（クリティカルパスによる明示等）を受けて、適切な実施時期を判断し、実施すること。
- ④ 経腸栄養療法を行う際に、医師に対し、使用する経腸栄養剤の種類の選択や変更等を提案すること。

#### 2. 看護補助者を適正に配置する。

#### 3. 短時間正規雇用の看護職員を活用する。

4. 多様な勤務形態を導入する。
5. 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮を行う。

- ア 院内保育所
- イ 夜勤の減免制度（妊娠中、子育て中）
- ウ 育児短時間勤務
- エ 他部署への配置転換

6. 夜勤負担の軽減を行う。
- ア 長時間夜勤の是正
  - イ シフト間隔の確保
  - ウ 月の夜勤回数の上限設定

B 看護職員の勤務時間の把握等

1. 勤務時間（平均週 39 時間（内、残業 1 時間））
2. 2 交代の夜勤に係わる配慮を行う。（勤務後の暦日の休日を確保する。夜勤配置する看護職員を増員する。）
3. 仮眠 2 時間を含む休憩時間を確保する。
4. 16 時間未満となる夜勤時間を設定する。

C 職員等に対する周知

看護業務委員会での討議を踏まえ、決定事項等は回覧でもって周知する。

D 業務分担推進のための委員会又は会議

- ア 開催頻度（1 回／年）
- イ 参加人数（平均 7 人／回）参加職種（看護師、薬剤師、管理栄養士、リハビリ職種、事務職）

E 医療機関で看護職員等の労働時間管理を行う責任者（労働時間管理者）  
（ 事務長 ）